
*
*
*
* 一般社団法人 和歌山市医師会定款 *
*
*
*

和歌山市医師会定款	1
和歌山市医師会定款施行細則	14
和歌山市医師会医学会会則	19
和歌山市医師会裁定委員会規則	21

一般社団法人 和歌山市医師会定款

目 次

第 1 章	名称及び事務所
第 2 章	目的及び事業
第 3 章	会 員
第 4 章	総 会
第 5 章	役 員
第 6 章	顧 問
第 7 章	理 事 会
第 8 章	医 学 会
第 9 章	裁定委員会
第 10 章	部会及び委員会
第 11 章	団体契約及び意見表明
第 12 章	資産及び会計
第 13 章	参 与
第 14 章	事 務 局
第 15 章	雑 則
附 則	

第 1 章 名称及び事務所

(名 称)

第 1 条 本会は、一般社団法人和歌山市医師会と称する。

(事務所)

第 2 条 本会は、主たる事務所を和歌山県和歌山市に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 本会は、日本医師会及び和歌山県医師会との連携のもと、医道の高揚、医学及び医術の発達並びに公衆衛生の向上を図り、もって社会福祉を増進することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 医道の高揚に関する事項
- (2) 医学教育の向上に関する事項
- (3) 医学と関連科学との総合進歩に関する事項
- (4) 医師の生涯研修に関する事項

- (5) 医学、医療の国際交流に関する事項
 - (6) 公衆衛生の指導啓発に関する事項
 - (7) 地域医療の推進発展に関する事項
 - (8) 地域保健・福祉の向上に関する事項
 - (9) 保険医療の充実に関する事項
 - (10) 医療制度の研究改善に関する事項
 - (11) 看護師等医療従事者の育成に関する事項
 - (12) 医療施設の整備に関する事項
 - (13) 医業経営の改善に関する事項
 - (14) 会員の福祉に関する事項
 - (15) 医師会相互の連絡調整に関する事項
 - (16) 母体保護法による医師指定に関する事項
 - (17) その他本会の目的を達成するため必要な事項
- 2 前項の事業は、和歌山市及びその周辺地域において行うものとする。

第 3 章 会 員

(組 織)

第 5 条 本会は、医師をもって組織する。

(会員の資格)

第 6 条 本会は、次のいずれかに該当する者であって、本会の目的及び事業に賛同し入会したものををもって会員とする。

- (1) 和歌山市内に就業所又は住居を有する医師
- (2) その他理事会で承認された医師

2 前項の会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

(入会、異動及び退会)

第 7 条 本会に入会しようとする者は、本会の所定の届出をしなければならない。

- 2 会員が退会しようとするときは、本会に所定の届出をすることにより、任意にいつでも退会することができる。
- 3 会員は、届出をした事項について変更が生じた場合は、前 2 項と同様に、その届出をしなければならない。
- 4 本会を除名された者で再入会しようとする者については、裁定委員会の審議裁定を経て、会長がその再入会を承認することができる。
- 5 第 2 項の規定にかかわらず、会長は、第 13 条（会員の制裁）の審議にかかっている会員からの退会届出の受理を保留し、同条第 1 項に基づく処分を行うことができる。

(名誉会員)

第 8 条 本会に名誉会員を置くことができる。

2 名誉会員は、別に定める規定によりその資格を有する者を会長が推薦し、

総会の決議を経て定める。

(会費、入会金及び負担金)

第 9 条 会員は、本会所定の会費、入会金及び負担金を本会に納入しなければならない。

2 会費、入会金及び負担金の額並びにその徴収方法は、総会で定める。ただし、特別の事情がある者に対しては、理事会の決議を経て、その額を減免することができる。

3 本会を退会し、又は除名された会員が既に納入した会費、入会金及び負担金は、返還しない。

(会員の本務)

第 10 条 会員は、医師の倫理を尊重し、社会の信頼と尊敬を得るように努めなければならない。

2 会員は、本会の定款を守り、その秩序を維持するように努めなければならない。

(報告、発表及び意見具申)

第 11 条 会員は、本会の目的及び事業に関して研究又は調査を行い、その結果を本会に報告し、発表することができるとともに、本会の目的及び事業について意見を具申することができる。

(表彰)

第 12 条 会長は本会のために著しい功績をあげた者を、理事会にはかって表彰することができる。

(会員の制裁)

第 13 条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、制裁を科すことができる。

(1) 医師の倫理に違反し、会員としての名誉又は本会の名誉を毀損したとき

(2) 本会の定款に違反し、又は本会の秩序を著しく乱したとき

(3) 日本医師会又は和歌山県医師会を除名され、又は戒告されたとき

(4) その他制裁を科すべき正当な事由があるとき

2 前項の制裁は、戒告及び除名とする。

3 戒告は、会長が、理事会の決議を経て行う。

4 除名は、総会の決議を経て行う。この場合において、その会員に対し、除名の決議を行う総会の日から1週間前までにその旨を通知し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。

5 第3項又は前項の規定により戒告又は除名の処分をしたとき、会長は、当該会員に対しその旨を通知するとともに、その氏名及び処分事由の概要を、和歌山県医師会に通知しなければならない。又、必要ある場合は日本医師会、さらに事由により関係官庁に通知することができる。

6 第1項の規定により会員の制裁を行うに当たり、当該会員の制裁について裁定委員会に付託し、その審議裁定の結果について報告を受けなければならない。

(会員資格の喪失)

第 14 条 第 7 条第 2 項及び前条第 4 項の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 総会員が同意したとき
- (2) 当該会員が死亡したとき

第 4 章 総 会

(総 会)

第 15 条 総会は、すべての会員をもって組織する。

2 前項の総会を持って、法人法上の社員総会とする。

3 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

(定時総会及び臨時総会)

第 16 条 総会は、定時総会及び臨時総会の 2 種とする。

2 定時総会は、毎事業年度終了前 2 箇月以内に 1 回と、毎事業年度終了後 3 箇月以内に 1 回、開催する。

3 臨時総会は、理事会の決議を経て、会長が招集する。ただし、総会員の議決権の 3 分の 1 以上の議決権を有する会員から、総会の目的である事項及びその理由を記載した書面をもって、臨時総会の招集の請求があったときは、会長は、当該請求があった日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

4 総会を招集するには、総会の目的である事項、日時及び場所その他法令で定める事項を、開催日の 10 日前までに会員に告示しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

5 前項の告示は、和歌山市医師会報に掲載することによって行うか或いはその他適宜の方法によってこれを行うものとする。

(総会の議長及び副議長の選任)

第 17 条 総会に、議長及び副議長各 1 名を置く。

2 議長及び副議長は、総会において、会員の中から選任する。

3 議長及び副議長の任期は、2 年とする。

(議長及び副議長の職務)

第 18 条 総会の議長は、議場の秩序を保持し、議事を整理し、会議を主宰する。

2 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときはその職務を代理し、議長が欠けたときはその職務を行う。

(議長又は副議長の後任者の選任)

第 19 条 議長又は副議長が欠けたときは、その後任者を選任しなければならない。

2 前項により選任された議長又は副議長の任期は、前任者の残任期間とする。

(総会の任務)

第 20 条 総会は、次に掲げる事項を決議する。

- (1) 決算に関する事項
 - (2) 会費、入会金及び負担金の額及び賦課徴収並びに減免に関する事項
 - (3) 会員の除名
 - (4) 理事及び監事の選任及び解任
 - (5) 会長及び副会長の選任及び解任
 - (6) 理事及び監事の報酬等の額
 - (7) 定款の変更に関する事項
 - (8) 本会の解散及び残余財産の処分に関する事項
 - (9) 理事会が付議した事項
 - (10) 和歌山県医師会代議員及び予備代議員の選任
 - (11) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項
- 2 本会会員のうち、和歌山県医師会の会員ではない者は、前項第 10 号の代議員選任についての議決権を有しない。
- 3 総会において、会長は、次に掲げる事項を報告する。
- (1) 事業計画書及び収支予算書
 - (2) 事業報告
 - (3) その他必要な会務報告
- 4 会長は、第 1 項の規定にかかわらず、第 1 項第 1 号及び第 2 号並びに第 11 号の決議について臨時緊急を要する場合は、理事会に諮り処理することができる。ただしその内容については、次の総会において、その承認を得なければならない。

(総会の定足数及び決議)

第 21 条 総会は、会員の過半数の出席がなければ、議事を開き決議することができない。

- 2 総会の議事は、出席会員の過半数でこれを決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。
- 3 第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、次の決議は総会員の 3 分の 2 以上の出席を必要とし、その出席会員の 3 分の 2 以上の多数による議決を必要とする。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更に関する事項
 - (4) 本会の解散及び残余財産の処分に関する事項
 - (5) その他法令で定められた事項
- 4 総会における議決権は、会員 1 名につき 1 個とする。

(総会への出席発言)

第 22 条 役員は、総会に出席して、会員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について、必要な説明をしなければならない。ただし、当該事項が総会の目的である事項に関しないものである場合、そ

の説明をすることにより会員の共同の利益を著しく害する場合その他正当な理由がある場合として、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則（以下「法人法施行規則」という）で定める場合には、この限りでない。

（議事録）

第 23 条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、議長及び出席した理事のうち議長が指名する理事は、これに署名し、又は記名押印する。

第 5 章 役 員

（役 員）

第 24 条 本会に、次の役員を置く。

(1) 理 事 15名

(2) 監 事 2名

2 理事のうち1名を会長、2名を副会長とする。

3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、副会長をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

（理事の職務及び権限）

第 25 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、本会を代表し、業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐し、業務を執行する。

4 その他の理事は、理事会の決議により、分担して業務を執行する。

5 会長が欠けたとき又は会長に事故がある場合において理事会が必要と認めたときは、副会長は、あらかじめ会長の定めた順位により、法人法上の代表理事として、会長の職務を代行する。

6 会長及び副会長が欠けたとき又は事故がある場合において理事会が必要と認めたときは、その他の理事は、あらかじめ会長の定めた順位により、会長の職務（本会を代表するものを除く）を代行する。

7 会長及び副会長は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第 26 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、監査報告書を作成しなければならない。

2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、又は本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

（役員任期）

第 27 条 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のも

のに関する定時総会の終結の時までとする。

- 2 役員は、第 24 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

(役員を選任)

第 28 条 役員は、別に定めるところにより、本会会員の中から、総会の決議によって選任する。

(役員補欠の選任)

第 29 条 役員に欠員を生じたときは、速やかに、補欠の選任を行うものとする。

- 2 前項により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員親族等割合の制限)

第 30 条 本会の理事のうちには、理事のいずれか 1 名及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の 3 分の 1 を超えて含まれてはならない。

- 2 本会の監事のうちには、本会の理事及びその親族その他特殊の関係がある者並びに本会の使用人が含まれることになってはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

- 3 本会の監事のうちには、各監事について、その配偶者又は 3 親等内の親族その他特殊の関係のある者が、1 名を超えて含まれることになってはならない。

(役員解任)

第 31 条 役員は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬)

第 32 条 役員に対して、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(役員責任免除)

第 33 条 役員は、その任務を怠ったときは、本会对し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、法人法第 112 条の規定にかかわらず、この責任は、全ての会員の同意がなければ、免除することができない。

- 2 前項の規定にかかわらず、当該役員が善意でかつ重大な過失がない場合には、本会は、同法第 114 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる役員（役員であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。

第 6 章 顧 問

(顧問)

第 34 条 本会に、若干名の顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、総会の決議を経て、会長が委嘱する。

第 7 章 理 事 会

(理事会)

第 35 条 本会に理事会を置く。

- 2 理事会は、全ての理事をもって組織し、会長が、法令及びこの定款に特段の定めのある場合を除きこれを招集し、その議長となる。
- 3 会長以外の理事の過半数又は監事全員から、会議の目的である事項を示して理事会の招集の請求があった場合には、会長は速やかに理事会を招集しなければならない。
- 4 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。
- 5 理事会は、理事の過半数の出席がなければ、開会することができない。
- 6 理事会の決議は、出席理事の過半数をもって行い、可否同数の場合は議長の決するところによる。

(理事会の任務)

第 36 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- 2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。
 - (1) 重要な財産の処分及び譲受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な使用人の選任及び解任
 - (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
 - (5) 内部管理体制の整備（理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他本会の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制の整備）
 - (6) 法人法第 114 条第 1 項の規定による定款の定めに基づく法人法第 111 条第 1 項の責任の免除
- 3 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べた場合は、この限りでない。

(理事会への報告の省略)

第 37 条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。ただし、法人法第 91 条第 2 項の報告については、この限りでない。

(理事会への出席発言)

第 38 条 監事並びに総会の議長及び副議長は、理事会に出席して、意見を述べることができる。

(議事録)

第 39 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した会長及び監事は、これに署名し、又は記名押印しなければならない。

第 8 章 医 学 会

(医学会)

第 40 条 本会に和歌山市医師会医学会（以下「医学会」という。）を置く。

2 医学会に関しては、総会の決議を経て別に定める。

第 9 章 裁 定 委 員 会

(裁定委員会)

第 41 条 本会に、裁定委員会を置く。

2 裁定委員会は、11名の裁定委員をもって組織する。

(裁定委員の選任)

第 42 条 裁定委員は、本会会員の中から、総会において選任する。

2 裁定委員に欠員が生じたときは、補欠の選任を行うものとする。

3 補欠として選出された裁定委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(裁定委員の任期)

第 43 条 裁定委員の任期は、2年とする。

2 任期の満了又は辞任により退任した裁定委員は、後任者が選任されるまでは、引き続きその職務を行うものとする。

(裁定委員の兼職禁止)

第 44 条 裁定委員は、本会の役員並びに他の医師会の役員及び裁定に関する委員を兼ねることができない。

(身分に関する裁定)

第 45 条 裁定委員会は、次の各号に掲げる事項について、審議しその裁定を行う。

- (1) 本会に入会しようとする者の資格に関する事項
- (2) 第 13 条第 1 項（会員の制裁）に規定する会員の制裁に関する事項
- (3) 会員の身分又は権利義務についての疑義に関する事項

2 前項第 2 号、第 3 号の裁定を行うにあたっては、当該会員に対して、弁明の機会を与えなければならない。

(紛議に関する調停)

第 46 条 裁定委員会は、会員間又は会員とそれ以外の者との間に生じた紛議に関する事項について審議し、その調停を行う。

(裁定委員会に関する規則)

第 47 条 裁定委員会に関して必要な事項は、総会の決議を経て、別に定める。

第 10 章 部会及び委員会

(部会の設置)

第 48 条 会長は、特に必要があると認める場合には、総会の決議を経て、部会を設置することができる。

2 部会に関して必要な事項は、総会の決議を経て別に定める。

(委員会の設置)

第 49 条 会長は、特に必要があると認める場合には、委員会を設置することができる。

2 理事会は、特に必要があると認める場合には、委員会を設置することができる。

3 委員会に関して必要な事項は、理事会の決議を経て、別に定める。ただし、総会が設置する委員会に関しては、総会の決議を経て、別に定める。

第 11 章 団体契約及び意見表明

(団体契約)

第 50 条 本会は、社会福祉、社会保険及び公衆衛生上必要な事項について、団体契約を締結することができる。

(関係官庁等に対する意見表明)

第 51 条 本会は、第 3 条の目的達成のために必要があると認める場合には、関係官庁その他の関係者に対して意見を述べるすることができる。

第 12 章 資産及び会計

(本会の経費)

第 52 条 本会の経費は、会費、入会金、負担金、賛助金、寄附金その他の収入金をもって充当する。

(事業年度)

第 53 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(会計区分)

第 54 条 本会の会計は、一般会計のほか、その他必要な会計に区分することができる。

(事業計画及び収支予算)

第 55 条 会長は、毎事業年度の開始の日の前日までに、事業計画書及び収支予算書を作成し、理事会の承認を経なければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類は、理事会の承認を経た後、総会に報告するものとする。

3 第 1 項の書類は、当該事業年度が終了するまでの間主たる事務所に備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第 56 条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号の書類については、定時総会にその内容を報告し、第 3 号及び第 4 号の書類については、定時総会の承認を受けなければならない。

3 第 1 項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に 5 年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

4 貸借対照表は、定時総会終結後遅滞なく、公告しなければならない。

(一時借入金)

第 57 条 本会は、出納上必要があるときは、一時借入金をすることができる。

2 一時借入金は、当該年度の歳入で償還する。

(予算外支出及び予算超過支出)

第 58 条 予算外の支出又は予算超過の支出に充てるため、予備費を設けることができる。

(剰余金の分配の禁止)

第 59 条 本会は、剰余金の分配を行うことができない。歳計に剰余が生じたときは、その翌年度の歳入に繰り入れるものとする。

(継続費)

第 60 条 数年を期して行う事業で、継続費として総額を定めたものについては、各年度の支出総額を、事業完成年度まで逐次繰り越して使用することができる。

(財産の管理責任)

第 61 条 本会の財産は、会長が管理する。

(会計の規程等)

第 62 条 会計に関して必要な事項は、理事会にて別に定める。

第 13 章 参 与

(参 与)

第 63 条 本会に、参与を置くことができる。

2 参与は、会長の定めるところにより、専門的事項について会務に参画する。

3 参与は、別に定めるところの地区に従い、その所属会員の互選により、これに基づいて会長がこれを委嘱する。

第 14 章 事 務 局

(事務局)

第 64 条 本会に、事務局を置く。

- 2 本会に、理事会の決議を経て、事務局長を置く。
- 3 本会の事務局の職制に関して必要な事項は、会長が定める。

第 15 章 雑 則

(残余財産の帰属)

第 65 条 本会が解散等により清算をする場合において、残余財産があるときは、その残余財産は総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人に贈与するものとする。

(県知事への届出及び報告)

第 66 条 本会の事業計画及びこれに伴う予算は、会長が和歌山県知事に届け出るものとする。これを変更する場合も同様とする。

- 2 本会の事業報告及び収支決算は、会長が和歌山県知事に報告するものとする。

(定款施行細則)

第 67 条 定款の施行に関して必要な事項は、総会の決議を経て、別に細則で定める。

(公 告)

第 68 条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

(委 任)

第 69 条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第 121 条第 1 項において読み替えて準用する整備法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

(会長等に関する経過措置)

- 2 この法人の設立の登記日現在の会長等は 次に掲げる者とする。

会 長 田 中 章 慈
副会長 橋 本 忠 美

理事 岩崎正文
酒井宏巳
中山恒夫
松永由美子
松本孝一
多田正己
宮崎孝夫
岩橋俊幸
木村貴昭
津野博
野村康晴
川端寛
田村学

(監事に関する経過措置)

3 この定款施行の際、現に監事の職にある者は、改正後の定款の規定に基づき、監事として選任されたものとみなす。

(総会の議長及び副議長に関する経過措置)

4 この定款施行の際、現に総会の議長及び副議長の職にある者は、改正後の定款の規定に基づき、総会の議長及び副議長として選任されたものとみなす。

(裁定委員に関する経過措置)

5 この定款施行の際、現に裁定委員の職にある者は、改正後の定款の規定に基づき、総会において、裁定委員に選任されたものとみなす。

(参与に関する経過措置)

6 この定款施行の際、現に参与の職にある者は、改正後の定款の規定に基づき、参与として任命されたものとみなす。

(委員会委員に関する経過措置)

7 この定款施行の際、現に委員会委員の職にある者は、改正後の定款の規定に基づき、委員会委員として任命されたものとみなす。

(職員に関する経過措置)

8 この定款施行の際、現に本会事務局の職員である者は、従前と同等の勤務条件をもって、改正後の定款の規定に基づき、事務局職員として任命されたものとみなす。

(計算書類等の作成等に関する経過措置)

9 整備法第121条第1項において読み替えて準用する整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第54条(事業年度)の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

一般社団法人 和歌山市医師会定款施行細則

定款第67条の規程に基づき、和歌山市医師会定款施行細則を次のように定める。

目 次

第 1 章	会員及び会費
第 2 章	役員を選任
第 3 章	議長及び副議長の選任
第 4 章	裁定委員の選任
第 5 章	和歌山県医師会代議員及び同予備代議員の選任
第 6 章	雑 則
附 則	

第 1 章 会員及び会費

(入会申込書、退会届出書及び異動報告書)

第 1 条 定款第 7 条の規程に基づく会員の入会申込書、退会届出書及び異動報告書の様式は、理事会が決める。

(本会入会年月日)

第 2 条 本会の入会については、所定の手続きを完了した日をもって入会年月日とする。

(本会退会年月日)

第 3 条 本会の退会については、退会の手続きをし、理事会において退会を承認した日をもって退会年月日とする。

(会費、入会金及び負担金)

第 4 条 定款第 9 条第 2 項の規定による会費の額及びその徴収方法については、毎年、総会の決議を経て定める。

2 定款第 9 条第 2 項の規程による入会金の額及びその徴収方法については、総会の決議を経て定める。

3 定款第 9 条第 2 項の規程による負担金の額及びその徴収方法については、必要に応じその都度、総会の決議を経て定める。

(名誉会員)

第 5 条 定款第 8 条第 2 項の規程による名誉会員の推薦基準は次のとおりとする。

(1) 20 年以上本会員であった経歴を有し、満年齢 83 歳以上の者

(2) 本会に特別功労のあった者

第 6 条 名誉会員は、自己又は本会の名誉を毀損したと認められる事実があったときは、総会の決議を経て、名誉会員の地位を失うものとする。

第 7 条 名誉会員になった者又は名誉会員の地位を失った者に対しては、会長は、直ちにその旨を本人に通告するものとする。

第 2 章 役員 の 選 任

(役員選任の細則)

第 8 条 定款第28条の規程に基づく役員を選任は、本章の定めるところによる。

(選任に関する必要事項の通知)

第 9 条 会長は、役員を選任にあたっては、あらかじめ、選任に関する必要な事項についてその要旨を、会員に通知しなければならない。

(選任期日の公示)

第 10 条 役員を選任の期日は、少なくとも 10 日前までに、公示（本会の機関誌へ掲載或いはその他適宜の方法）しなければならない。

(立候補届出)

第 11 条 役員候補者となろうとする者は、その選任の期日前 5 日までに、文書で、その旨を会長に届け出なければならない。

(推薦届出)

第 12 条 会員が他の会員を役員候補者として推薦しようとするときは、本人の承諾を得て、前条の期間内に、文書で、会長にその推薦の届出をすることができる。

(立候補届出書等の様式)

第 13 条 立候補届出書、推薦届出書の様式は、別にこれを定める。

(候補辞退及び推薦取下げ)

第 14 条 候補者は、当該選任が行われるまでに、文書で会長に届出て、その候補者たることを辞することができる。

2 推薦届出者は、前項の例により、候補者の承諾を得て、その推薦届出を取り下げることができる。

(候補者一覧表の作成及び告示)

第 15 条 会長は、立候補届出又は推薦届出の締切後候補者一覧表を作成し、所定の場所に告示しなければならない。

2 前項の一覧表における候補者の氏名の記載の順序は、届出順とする。

(候補者の氏名掲示)

第 16 条 会長は、選挙の当日、投票所内に、候補者の氏名を掲示しなければならない。

2 前項の候補者の氏名の掲示の順序は、候補者一覧表の記載の順序による。

3 第 14 条の規定による立候補の辞退及び推薦の取下げがあった場合には氏名掲示の中から、当該立候補者の氏名を抹消する。

(立会人)

第 17 条 議長は、会員の中から、立会人 2 人を指名し、投票及び開票に立ち合わせなければならない。

(開票管理人)

第 18 条 議長は、会員の中から、開票に関する事務を担当させるため、開票管理人 2 名を指名しなければならない。

(選任の方法)

第 19 条 役員の選任は、投票によって行う。

2 委任状による投票は、認めない。

(投票用紙)

第 20 条 投票用紙の様式は、別にこれを定める。

(投票の方法)

第 21 条 投票の方法は、選任すべき役員の員数に応じ、定数以内の連記投票によるものとする。

2 投票は、無記名投票とする。

(無効投票)

第 22 条 次の投票は、無効とする。

- (1) 正規の用紙を用いないもの
- (2) 候補者でない者の氏名を記載したもの
- (3) 候補者の何びとを記載したかを確認し難いもの
- (4) 連記投票においては、定められた数を超え候補者の氏名を記載したもの
- (5) 連記投票においては、同一候補者の氏名を 2 つ以上記載したもの

(投票の効力)

第 23 条 投票の効力は、立会人の意見を聞き、開票管理人が決定する。

(開 票)

第 24 条 開票管理人は、立会人立会の上投票箱を開き、先ず投票を調査し、立会人の意見を聞き、その投票を受理するかどうかを決定しなければならない。

2 開票管理人は、立会人とともに投票を点検し、その点検が終わったときは、直ちに、その結果を議長に報告しなければならない。

(無投票当選)

第 25 条 立候補の届出は又は推薦届出のあった候補者が、その選任の定数を超えないとき、又は越えなくなったときは、投票は行わず、議長が、当該立候補者をもって、当選人と決定する。

(選任当日の補欠の選任)

第 26 条 前条の場合において、候補者が定数に達しないときは、総会の意見によって、当該選任の当日においても、補欠の選任を行うことができる。この場においては、第 10 条から第 12 条まで（期間に関する部分の規定）並びに第 15 条及び第 16 条第 2 項の規定は、適用しない。

(当選人の決定)

第 27 条 役員の選任においては、有効投票の中からその定数内で得票数が多い順をもって、当選人とする。

2 当選人を決めるにあたり得票数が同じであるときは、議長がくじで当選人を定める。

(会長選任の必要得票数)

第 28 条 会長の選任においては、有効投票の総数 3 分の 1 以上の得票を得なければならない。

2 前項の場合において、3 分の 1 以上の得票を得た者がいないときは、有効投票の得票数の多数を得た者 2 人をもって候補者とし、会長の選任を行う。

(当選人決定の報告)

第 29 条 当選人が決定したときは、議長は、すみやかに、当選人の氏名及び得票数、その選任における各候補者の得票数その他必要な事項を、会長に報告しなければならない。

(当選人へ当選決定の通知)

第 30 条 会長は、前条の規定による当選人決定の報告を受けたときは、すみやかに、当選人に当選の旨を通知し、かつ、当選人の氏名を告示しなければならない。

(当選証書の交付)

第 31 条 会長は、当選人に対して、当選証書を交付する。

(選任の疑義)

第 32 条 選任に関する疑義は、議長が総会にはかって決定する。

第 3 章 議長及び副議長の選任

(総会の議長及び副議長の選任)

第 33 条 定款第 17 条の規程に基づく総会の議長及び副議長の選任については、役員を選任に関する規程を準用する。

第 4 章 裁定委員の選任

(裁定委員の選任)

第 34 条 定款第 42 条の規程に基づく裁定委員の選任については、役員を選任に関する規程を準用する。

第 5 章 和歌山県医師会代議員及び同予備代議員の選任

(和歌山県医師会代議員及び同予備代議員の選任)

第 35 条 本会において選任する和歌山県医師会代議員及び同予備代議員の選任については、和歌山県医師会定款及び同施行細則の規程のほか、本章の定めるところによる。

(役員選任の規程の準用)

第 36 条 和歌山県医師会代議員及び同予備代議員の選任については、本会役員を選任に関する規程を準用する。

(選任すべき員数)

第 37 条 選任すべき和歌山県医師会代議員及び同予備代議員の員数は、和歌山県医師会の定めるところによる。

第 6 章 雑 則

(定款施行細則の変更)

第 38 条 この定款施行細則の変更をしようとするときは、総会の決議を経なければならない。

附 則

(施行期日)

1 この細則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」）第 121 条第 1 項において読み替えて準用する整備法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

(旧細則廃止)

2 社団法人和歌山市医師会定款施行細則（平成 8 年 7 月 4 日）は、附則第 1 項の日を以って廃止する。

和歌山市医師会医学会会則

第 1 章 名 称

第 1 条 本会は和歌山市医師会医学会と称し定款第 40 条により設立する。

第 2 章 目 的

第 2 条 本会は医学・医療の研究とこれに関する事業を行い会員の生涯教育と地域医療の推進に努め医学の進歩、向上を図ることを目的とする。

第 3 章 事 業

第 3 条 本会は前条の目的達成のため次の事業を行う。

- (1) 医学会及び学術講演会の開催
- (2) 生涯教育の推進
- (3) 各専門分科会への実践活動の支援
- (4) 関係学術団体との協調
- (5) 和歌山市医師会医学会誌の刊行
- (6) その他本会の目的達成のため必要な事業

第 4 章 構 成

第 4 条 本会会員は和歌山市医師会会員で構成する。但し和歌山市医師会会員でないものでも本会会長の承認を得て会員となることができる。その他に会長の推挙するものを加えることができる。

第 5 条 本会は医学の各専門分科に応じて和歌山市医師会総会の決議を経て専門分科会を設置する。

第 5 章 役 員

第 6 条 本会に次の役員を置く。

会 長	1 名
副会長	1 名
幹 事	若干名
監 事	2 名

第 7 条 会長は和歌山市医師会会長をもってこれにあてる。

2 副会長は和歌山市医師会副会長をもってこれにあてる。

3 幹事は、和歌山市医師会理事及び各分科会長とその推薦するものをもってこれにあてる。

4 監事は和歌山市医師会監事をもってあてる。

- 第 8 条 会長は本会を代表し会務を総理する。
- 2 副会長は会長を補佐し会長に事故あるときはこれを代理する。
 - 3 幹事会は本会の重要な事項を審議する。
 - 4 監事は本会の経理を監査する。
- 第 9 条 役員任期は和歌山市医師会役員任期による。

第 6 章 会 議

- 第 10 条 幹事会は必要に応じて会長がこれを招集する。
- 2 幹事会は会長、副会長、幹事、監事をもって構成し会長は会議の議長となり重要事項を審議する。
 - 3 会議における決議は和歌山市医師会定款に準ずるものとする。

第 7 章 医 学 会

- 第 11 条 医学会は年 1 回開催する。

第 8 章 経 費

- 第 12 条 本会の経費は和歌山市医師会の費用並びにその他の収入をもってこれにあてる。

第 9 章 改 正

- 第 13 条 本会則の改正は幹事会の決議を得るものとする。

附 則

- 1 本会則は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」）第 121 条第 1 項において読み替えて準用する整備法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

和歌山市医師会 裁定委員会規則

定款第 47 条の規程にもとづき、裁定委員会規則を次のように定める

(裁定委員の選任)

第 1 条 裁定委員 11 名（委員長、副委員長を含む。）のうち 9 名は、総会において開業会員の中から選任する。

2 11 名のうち 2 名は、和歌山県立医科大学附属病院から 1 名、日本赤十字社和歌山医療センターから 1 名を選出する。

(委員長及び副委員長)

第 2 条 裁定委員会（以下「本委員会」という。）に、委員長及び副委員長各 1 名を置く。

2 委員長及び副委員長は、本委員会において、その委員が互選する。

(委員長及び副委員長の職務)

第 3 条 委員長は、本委員会の議事を整理し、秩序を維持する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、または委員長が欠けたときは、その職務を行う。

(委員会の任務)

第 4 条 本委員会は定款第 45 条第 1 項に定める会員の身分等に関する裁定、並びに定款第 46 条に定める紛議の調停を行う。

(委員会の議事)

第 5 条 本委員会は、委員の 3 分の 2 以上の出席がなければ議事を開き決議することができない。

2 本委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決する。可否同数のときは委員長が決める。但し、定款第 45 条第 1 項第 2 号に掲げる事項については出席委員の 4 分の 3 以上の多数による決議を必要とする。

(会長の裁定要請)

第 6 条 定款第 45 条に定める事項の裁定は、会長からの裁定要請があった場合に、これを行う。

2 会長は、当該案件に関する一切の資料を添付した裁定要請書を本委員会に提出しなければならない。

(通知等)

第 7 条 会長は定款第 45 条第 1 項第 2 号に定める裁定の要請を行ったときは、その日より 10 日以内に該当会員に対し、その旨をすみやかに通知するとともに、期限を定めて弁明書または意見書を提出するように求めなければならない。

(会員からの裁定申請)

第 8 条 定款第 45 条第 1 項第 3 号に定める事項（但し、すでに会長の裁定要請がなされているものを除く）については、会員からも本委員会の裁定を申請することができる。

2 本委員会に裁定を申請しようとする者は提訴理由及び立証を具える訴状を作成し、申請書に添付して会長に提出しなければならない。

(会長からの付託等)

第 9 条 会長は、裁定の申請書を受理したときは、当該案件を本委員会に付託する。

(申請の却下)

第 10 条 本委員会は、付託のあった案件が裁定の請求をすることができないものと認めるとき、または裁定の請求が所定の手続きに違反するものと認めるときは、その申請の却下を会長に具申することができる。

2 会長は前項の規定にもとづく具申があったときは、これを理事会にはかって、すみやかにその取扱いを決定しなければならない。

(弁明書及び意見書または答弁書不提出の場合)

第 11 条 会長が請求した裁定案件について、第 7 条に規程する弁明書及び意見書または答弁書が提出されなかったときは、本委員会は、会長の提出した文書、または訴状だけで審議し、裁定することができる。

(委員会への関係者の招致)

第 12 条 本委員会は裁定案件の審議に必要と認めるときは、当該案件に関係する者を本委員会に招致し、その弁明、意見等を聴取することができる。

(会員間の紛議の調停)

第 13 条 本委員会は、次の各号に掲げる事項について、審議しその調停を行う。

(1) 会員間の紛議に関する事項

(2) その他会員の地位に係る紛議に関する事項

(紛議調停の依頼)

第 14 条 定款第 46 条にもとづく調停を本委員会に依頼する場合には、次の事項を記載した依頼書を会長に提出しなければならない。

(1) 調停依頼者の名称

(2) 相手方である当事者の名称

(3) 紛議の経過

(相手方への通知、回答)

第 15 条 会長は当事者の一方から前条に定める調停の依頼を受けたときは、直ちに、他の当事者にその要旨を通知し、調停に応じるかどうかについての回答を求めなければならない。

(調停案件の付託)

第 16 条 会長は、相手方から調停に応じる旨の回答を得たときは、直ちに、当該案件を本委員会に付託しなければならない。

(調停案件の却下)

第 17 条 本委員会は、付託のあった案件が調停するのに適当でないと認めるとき、または調停の依頼が所定の手続きに違反するものと認めるときは、その依頼の却下を会長に具申することができる。

2 会長は、前項の規程にもとづく具申があったときは、これを理事会にはかって、すみやかにその取扱いを決定しなければならない。

(委員会への関係者の招致)

第 18 条 本委員会は、調停案件の審議に必要と認めるときは、当該案件に係る者を本委員会に招致し、その意見等を聴取することができる。

(調停の不成立)

第 19 条 本委員会は、付託された調停案件について、当事者間に合意が成立する見込みがないと認める場合には、調停が成立しないものとして、その調停案件の審議を終了することができる。

(審議開始の当事者への通知)

第 20 条 紛議に関する調停について審議を開始しようとするときは、委員長は、会長を経由して、その審議の開始の日の 5 日前までに、当事者双方にその旨を通知しなければならない。

(審議の非公開)

第 21 条 本委員会の審議は、公開しない。

(審議顛末の会長への報告)

第 22 条 委員長は当該案件について裁定の決議があったときは、その審議の経過及び決議の結果とその理由を、文書をもって会長に報告しなければならない。

2 委員長は、付託のあった調停案件について調停が成立したとき、または第 19 条にもとづいて審議を終了したときは、その審議の経過及び調停内容または審議終了の理由を、文書をもって、会長に報告しなければならない。

(報告の取り扱い)

第 23 条 会長は、前条の規程による報告を受けたときは、これを理事会にはかって、すみやかにその取扱いを決定しなければならない。

(和歌山県医師会への裁定申請)

第 24 条 本会の裁定に不服のある者は、その裁定日より 30 日以内に和歌山県医師会裁定委員会規則第 5 条の規程にもとづき、和歌山県医師会の裁定を申請することができる。

(事務の取扱い)

第 25 条 本委員会の事務は、本会事務局が行う。

(裁定委員会規則の改正)

第 26 条 この規則を改正しようとするときは、総会の決議を経なければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規則は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」）第 121 条第 1 項において読み替えて準用する整備法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日より施行する。